

広島県告示第四百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十八年七月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成二十七年広島県告示第百六十五号	
所在地	広島県三次市吉舎町敷地、同市吉舎町矢井及び同市吉舎町海田原地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害防止対象区域
	土砂災害防止対象区域	土砂災害特別警戒区域
海田原（五二二隣）	土石流	
矢井川（五二二隣）	土石流	
矢井川（五二二隣）	土石流	
矢井川（九〇二隣）	土石流	
矢井川（九〇二五）	土石流	
矢井川（九〇一七）	土石流	
喜伝寺川（五二二五）	土石流	
毘沙丸川（九〇一〇a）	土石流	
毘沙丸川（九〇一〇b）	土石流	
毘沙丸川（九〇一〇c）	土石流	

右谷川 (九〇二〇隣)	沼田川 (九〇一六 b)	沼田川 (九〇一六 a)	福渡川 (九〇一一 c)	福渡川 (九〇一一 b)	福渡川 (九〇一一 a)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流